



埼玉県

＜報道発表資料＞

産業労働部 観光課
総務・物産・民泊担当 近藤
直通 048-830-3950
内線 3954
E-mail: a3950@pref.saitama.lg.jp

令和7年12月25日

旅行業者に対する行政処分について

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき、下記のとおり旅行業者に対する行政処分を行いました。

1 処分対象となる旅行業者

2 処分の原因となる事実

令和6年9月1日から令和6年10月1日の間に実施した、貸切バスを利用した計13回のツアーにおいて、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃・料金でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を旅行者が受けることをあっせんした（旅行業法第13条第3項第2号違反）。

3 処分の根拠となる法令

旅行業法（昭和27年法律第239号）第19条第1項

4 処分日及び処分内容

処分日：令和7年12月25日（木）

内容：旅行業務の停止

（既に締結された旅行契約の履行に必要な業務を除く）

停止期間：令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）までの9日間